

第2回金融小委員会事務局資料 (金融機関等による経営支援等について)

2022年3月30日

中小企業庁

1. 増大する債務への対応

2. 金融機関等による経営支援

3. ご議論頂きたい論点

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

- 日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める**中小企業は成長と分配の好循環のエンジン**。
- **足下では、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて中小企業の事業継続を強力に支援**するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施^(*)。^(*) 政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%（21年12月末）
- こうした中、**年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請**するとともに、感染状況等を踏まえ、**融資期間の延長**をした上で**実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続**。さらに、**日本公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続**。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開**する。

I. コロナ資金繰り支援の継続

年度末の資金需要への対応

①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請

→ 年度末の資金繰り支援等の徹底について、内閣府特命担当大臣（金融）及び経済産業大臣より金融機関に要請。

②セーフティネット保証4号の期限延長

→ 一般枠（上限2.8億円、80%保証）に上乗せした別枠保証（上限2.8億円、100%保証）の期限を延長【3月1日まで→**6月1日まで**】

来年度以降の資金需要への対応

①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等

→ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資^(*)の期限を延長【今年度末→**6月末まで**】

^(*) 商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン

→ 返済負担を軽減するための融資期間の延長【運転資金15年→**20年**】

②日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続

→ 民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン（最大20年元本据置、上限額10億）を継続【**来年度末まで**】

③納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

→ 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度（延滞税や延滞金を0.9%に軽減）の柔軟な運用（原則担保不要、口頭での事情説明も可など）を継続

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

① 認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップ**や**助言等を強化**【22年4月～】

② 協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスケ支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

事業再生フェーズ

① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援**するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進【順次】

② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】

- ・ 補助率：3/4（中堅2/3）
- ・ 補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定

（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）

→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**【22年4月～】

再チャレンジフェーズ

① 経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け**、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

② 再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】

→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】

→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しみ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

1. 増大する債務への対応

2. 金融機関等による経営支援

3. ご議論頂きたい論点

リーマン後の借換保証では定期的なモニタリングを義務づけ

- リーマン後の経営力強化保証、経営改善サポート保証では、**緊急保証からの100%保証での借換を可能**とし、**支援機関による計画策定支援**、中小企業から金融機関に対しては四半期に1度、金融機関から協会に対しては年に1度、**モニタリング報告を義務づけ**、金融機関等による金融・経営支援の一体的取組を促進。

借換用の各保証制度概要

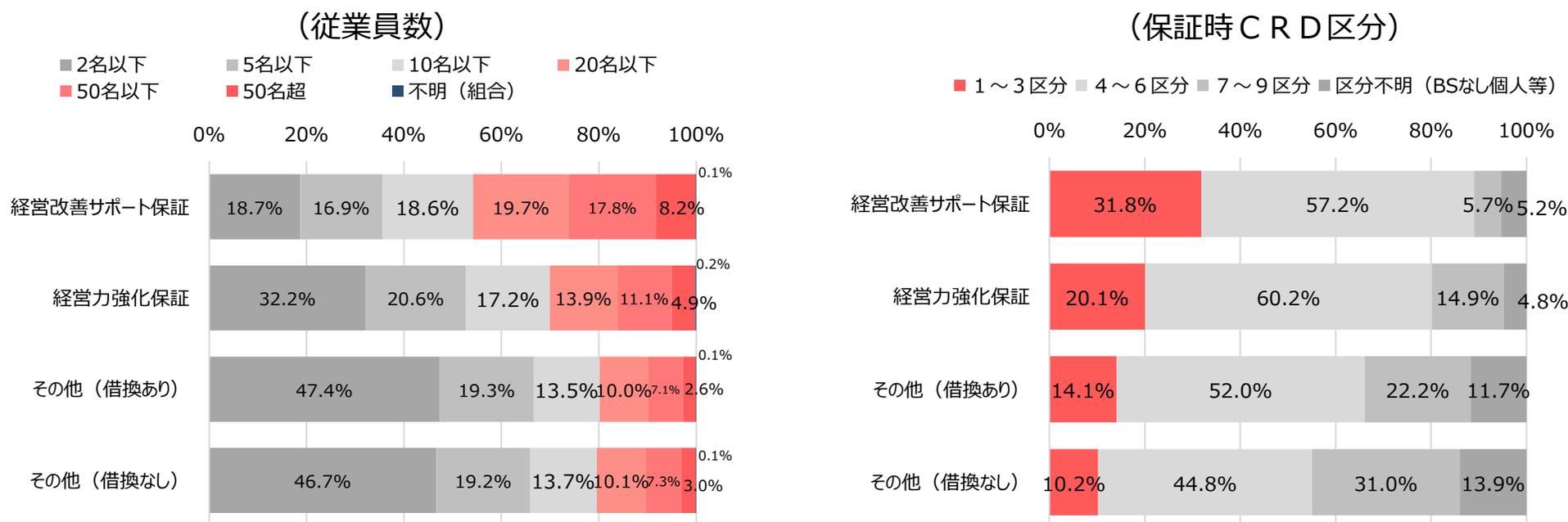
項目	経営力強化保証 (2012.10.1～)	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証、2014.1.20～)
限度額	2億8,000万円（一般枠）	2億8,000万円（別枠）
保証期間	10年（借換時）	15年
主な条件	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定・実行すること	中小企業再生支援協議会等の支援または経営サポート会議の支援により作成した事業再生計画を実施すること
信用保証料率	80%保証 0.45%～1.75% 100%保証 0.50%～2.00%	80%保証 0.8%以下 100%保証 1.0%以下
責任共有	責任共有対象（80%保証） ただし、 100%保証の借入を同額以下で借換える場合は100%保証。	
報告頻度	中小企業→金融機関：四半期毎 金融機関→保証協会：年1回	
実績	30,947件、7,166億円	11,904件、3,359億円

(注) 実績は、各制度の創設から2021年3月末までの累計保証承諾実績。

二つの借換保証は、企業規模や業況に応じて使い分け

- **経営改善サポート保証**では、債権者全員の同意を得た事業再生計画が必要なため、業績が良くない企業が主に利用。特に、**規模が大きい企業は、一般的に複数の金融機関から融資を受けているケースが多い**ため、債権者間で支援の目線を揃え、計画実施に予め合意を得ることが有用であるが、計画策定着手から合意まで時間を要し（3～6ヶ月程度）、企業にとっての負担も大きい。
- **経営力強化保証**は、経営改善サポート保証とその他の保証との中間的な利用が多く、計画策定支援のほとんどが認定支援機関である金融機関によるものとなっており、**他の債権者の同意までは不要**となっている。

各保証制度の利用企業の特徴（保証承諾構成比）



(注) 経営改善サポート保証が創設された2014年1月20日から2019年度末までの保証を集計。

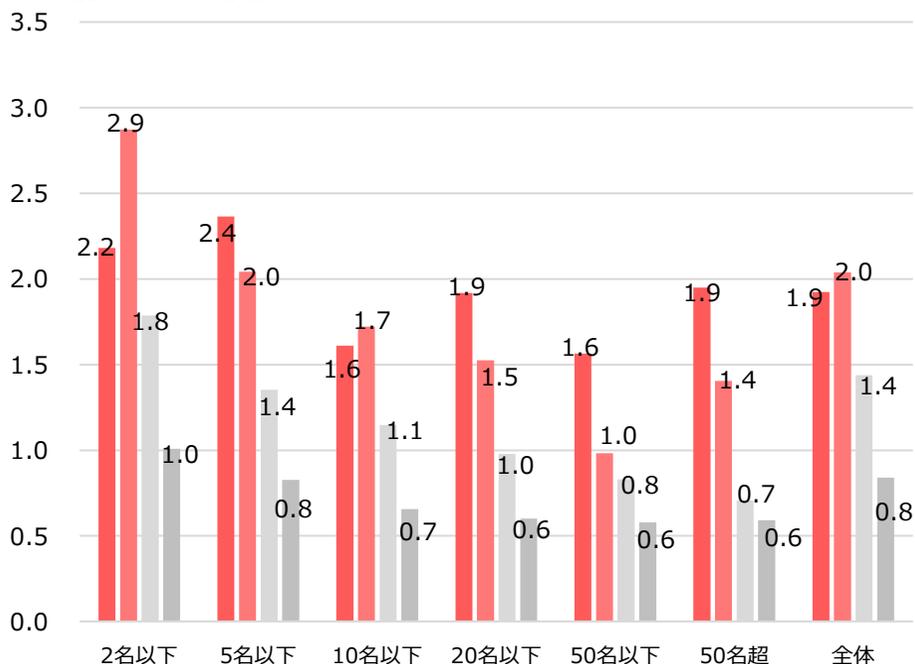
保証時C R D区分は、高い区分ほど倒産確率が低くなる。

経営改善サポート保証は再生計画の変更により代位弁済を抑制

- **代位弁済率は、高位から順に経営力強化保証、経営改善サポート保証、その他となっている。**
- **条件変更率では経営改善サポート保証が最も高くなっており、同保証制度が比較的規模の大きい企業が利用していることも踏まえ、倒産が地域経済に与える影響への配慮や、予め債権者が再生計画に同意していることにより、計画を再調整し、**条件変更で代位弁済を抑えている**ことがうかがえる。**

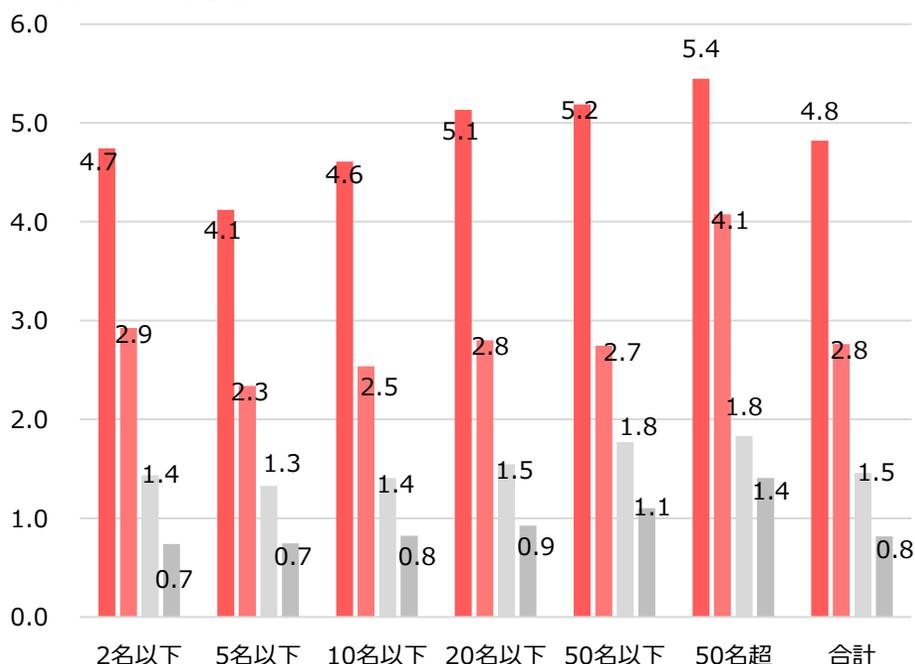
従業員数別代位弁済率

■ 経営改善サポート保証 ■ 経営力強化保証 ■ その他（借換あり） ■ その他（借換なし）
（制度平均に対する倍率）



従業員数別条件変更率

■ 経営改善サポート保証 ■ 経営力強化保証 ■ その他（借換あり） ■ その他（借換なし）
（制度平均に対する倍率）



（注）経営改善サポート保証が創設された2014年1月20日から2019年度末までの保証承諾案件における代位弁済・条件変更実績の割合（件数ベース）を元に集計（2021年年12月末時点）。

ポストコロナの経営改善支援は支援機関同士の連携が鍵

- 政府では、認定経営革新等支援機関による、①資金繰り計画や試算表等の策定などより早い段階での経営改善支援（ポストコロナ事業）、②金融支援を含む本格的な経営改善支援（405事業）を後押しする制度を措置。
- **先進的な信用保証協会**では、この制度のうち405事業を活用し、**認定経営革新等支援機関と連携**しながら、より多くの事業者に、より質の高い支援を届ける取組を実施。こうした動きを**全国に展開**できないか。

信用保証協会と認定経営革新等支援機関が連携して支援を行う先進的な事例

保証協会と認定経営革新等支援機関の連携の例 (茨城県信用保証協会の事例)

- 認定経営革新等支援機関が405事業による計画策定を進める際、予め、**405事業の計画策定の進捗状況が記載された「対象企業リスト」を保証協会と共有**。
- 「対象企業リスト」を共有することで、以下の効果あり。
 - ① 保証協会では、認定経営革新等支援機関から共有されたリストを基に、対象企業を保証課から経営支援課（専門部署）に移管。**初期段階から保証協会の能動的な対応が可能**に。
 - ② 計画案の提示前に、認定経営革新等支援機関から暫定的な計画案を提示してもらい、金融支援の内容等について、認定経営革新等支援機関と意見交換し、必要に応じて、認定経営革新等支援機関にアドバイスを実施。
 - ③ 金融支援の内容等について、**債権者間で意見調整が難航する場合には、保証協会が積極的に音頭をとり、計画の合意形成に向けて調整**。
 - ④ 実績を積み重ねることで、認定経営革新等支援機関との良好な関係性が構築され、連携事例を積み重ねている。

認定経営革新等
支援機関

対象企業リスト

保証協会

資金繰り表作成支援により、事業者の自主的な取り組みを促進

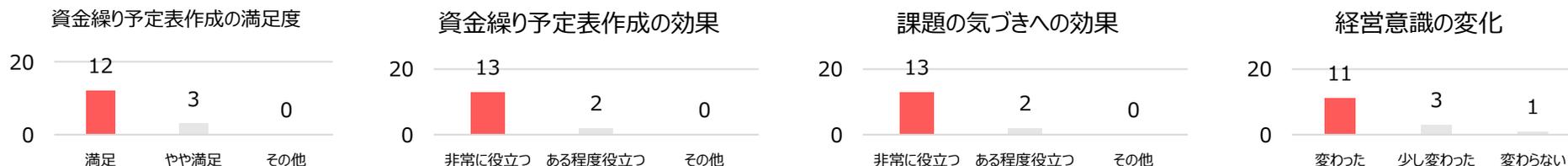
- 栃木県信用保証協会では、**ゼロゼロ融資据置中の事業者**に対し、資金繰り表の作成を通じて、事業者の本質的な課題への気づきを与え、**課題解決に向けた自主的な取り組みを促す**とともに、専門家による経営改善を支援している。

ステップ1 【対象企業の選定】	ゼロゼロ融資利用企業(約 1.3万社)のうち、金融機関から提出されるモニタリング報告の内容を確認し、優先度の高い企業(約 1,000社)を抽出。 ※抽出基準：コロナ前月商比▲30%以上、借入に占める保証付融資割合50%以上、金融機関の支援不十分等
ステップ2 【金融機関との目線合わせ】	抽出した約 1,000社 について、金融機関と事業者の支援方針について目線合わせを実施し、資金繰り表作成に興味のある事業者を選定。
ステップ3 【事業者との面談・資金繰り表作成・本業支援】	<ul style="list-style-type: none"> 保証協会職員が事業者を訪問し、現状と見通しを確認、資金繰り表作成を提案。事業者とともに作成し、事業者の本質的な課題への気づきを促す。(支援実施…56社、企業訪問回数…108回、資金繰り表作成完了…46社) 必要に応じて、専門家派遣等により本業支援、経営改善計画等の策定を支援。(専門家派遣等実績…20社) ※実績は令和4年1月現在
ステップ4 【モニタリング】	支援実施後の事業者の状況についてモニタリングを実施。(今後実施予定)

支援の効果（支援先事業者からの意見）

- 経営課題に気づき、解決に向けた自主的な取り組みにつながった。
- 業績悪化に不安を抱えていたところ、保証協会や金融機関による伴走支援により、事業継続意思を固めることができた。
- 資金繰り表の作成が、経常収支の改善に向けて具体的な目標設定と達成に向けた取り組みのきっかけとなった。
- 資金繰り表の作成による課題の明確化と、事業再構築補助金を活用した設備投資を予定しており、業績改善が見込まれる。

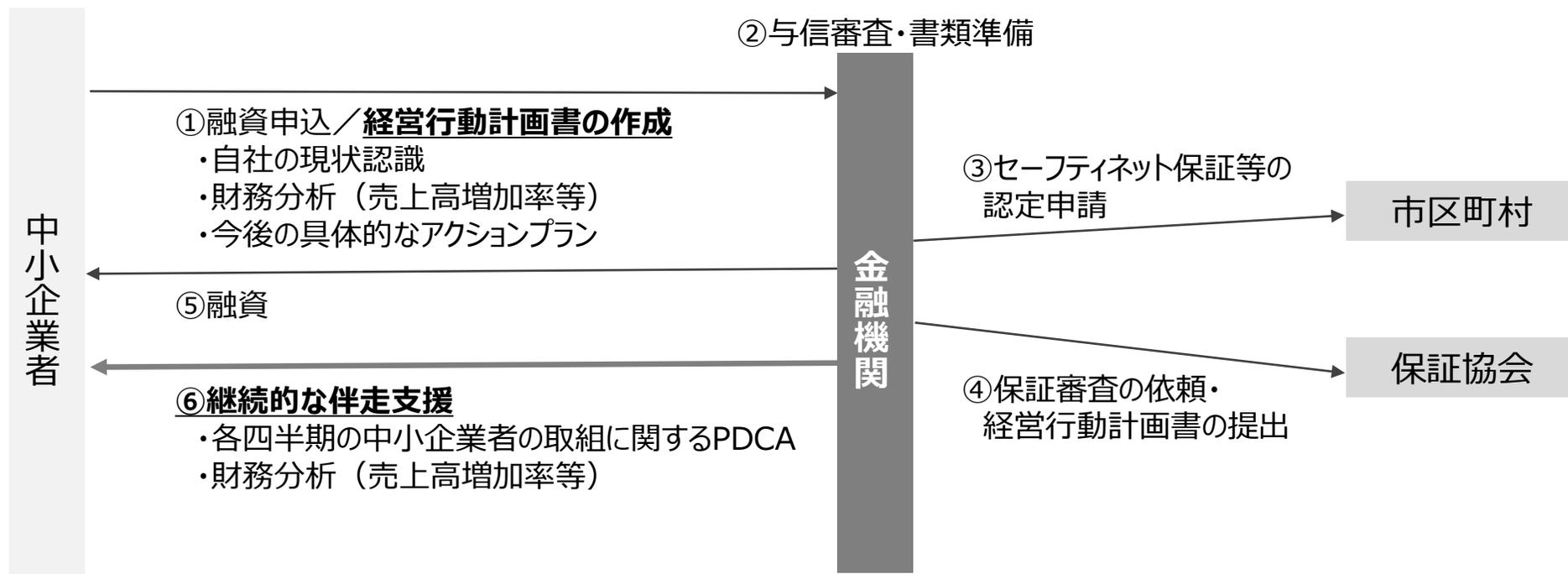
利用事業者アンケート結果



(注) 支援実施完了46社に実施したアンケート結果。15社から回答。

伴走特別保証は、経営行動計画書の策定と金融機関の伴走支援が必須

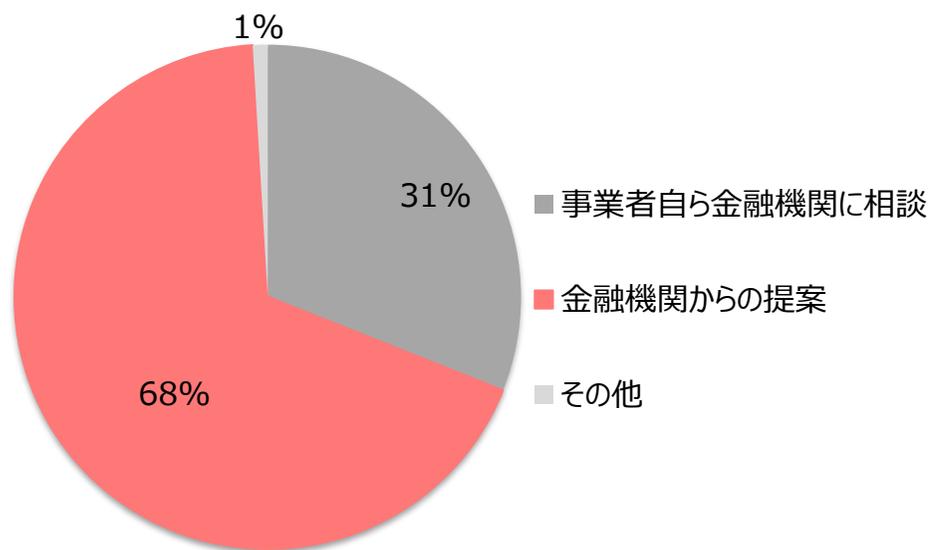
- 伴走支援型特別保証（伴走特別保証）では、事業者が融資・保証を申し込む際に、**自社の現状認識やアクションプランなどを盛り込んだ経営行動計画書を策定**。
- 金融機関は融資・保証の実行後、**四半期毎の継続的な伴走支援**が求められる。



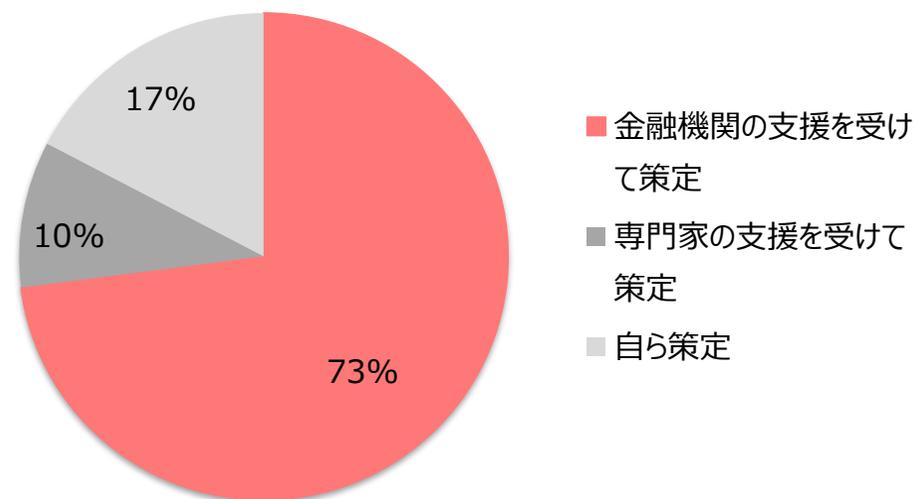
7割は金融機関からの提案で伴走特別保証を利用

- **金融機関からの提案で伴走特別保証を利用した事業者は68%**。自ら金融機関に相談した者も31%。
- また、経営行動計画の策定に当たり、**金融機関の支援を受けて策定している事業者は73%**であり、計画策定段階から金融機関が伴走。

伴走特別保証を利用した経緯



経営行動計画の策定



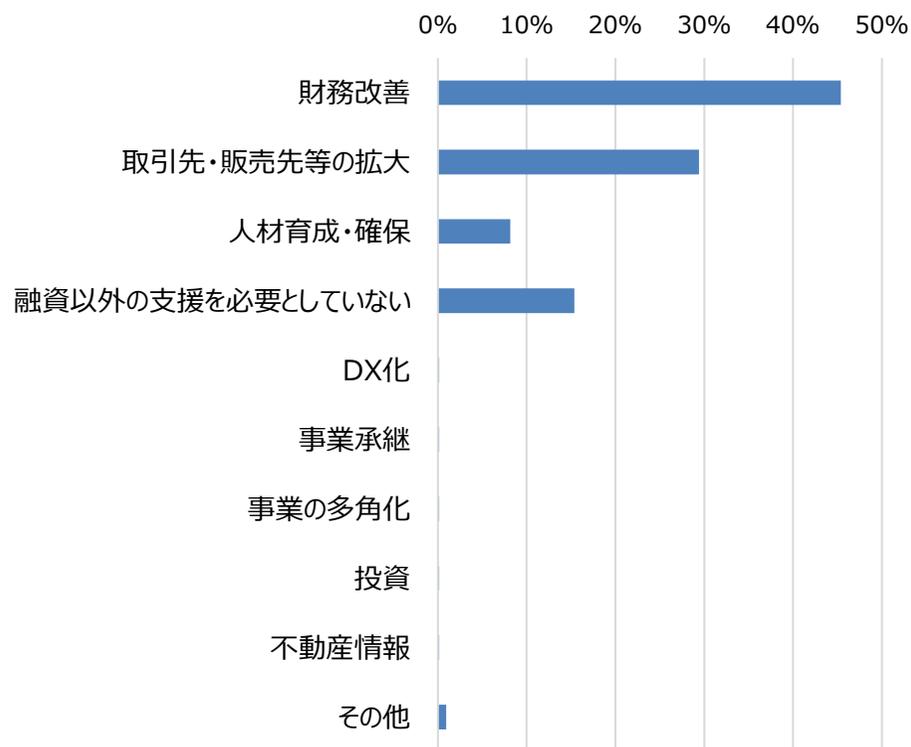
(注) n=525

(出所) 中小企業庁が2022年1月～2月に実施した伴走支援型特別保証利用中小企業4,985社へのアンケート結果を基に作成。

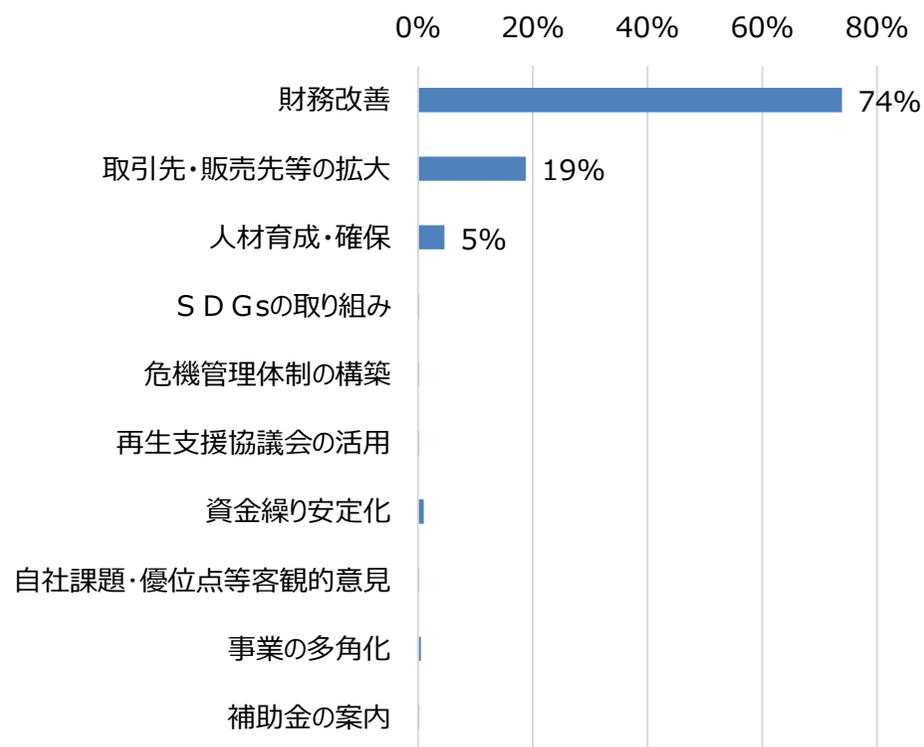
金融機関からの支援は事業者の期待と似た傾向

- 伴走特別保証を利用後、金融機関からの支援を受けた事業者は72%。
- 事業者が求める支援と実際の支援内容を比較すると、どちらも財務改善、取引先・販売先等の拡大、人材育成・確保が上位に来ており、**事業者の期待する支援と実際の金融機関支援は似た傾向**を示している。

事業者の求める支援内容



金融機関からの支援内容



(注) n=525

(出所) 中小企業庁が2022年1月～2月に実施した伴走支援型特別保証利用中小企業4,985社へのアンケート結果を基に作成。

伴走特別保証により、事業者と金融機関が目線合わせ

- 各金融機関は、取引のある事業者に伴走特別保証を広く提案。一方でゼロゼロ融資とは異なり、経営行動計画の策定及びその後のフォローアップが求められており、自然と利用先は絞られている。
- 金融機関は、経営行動計画策定を通じて、事業者と**事前の目線あわせができる**ことで、状況に応じて**先を見越した対策が打てる**とともに、**事業者自身も今後の経営の在り方を考える良い機会**につながっている。

伴走特別保証に対する、金融機関の主な意見

利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金調達の必要性や可能性を考慮した上で、原則、取引先、新規先を含めた、あらゆる事業者に対して制度を紹介。特に、ゼロゼロ融資を案内した先には積極的に提案。 ● アクションプランを策定でき、四半期ごとのフォローアップ時に報告ができる先に本制度の活用を促進。
利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が利用する契機はほとんどが金融機関からの提案。 ● 当該制度により、メイン行となっていない先に対しても、追加融資の必要性について話をしやすい。
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本業支援を必要とする事業者に対しては、本業支援の専門部署にて専門家を紹介し、抜本的な経営改善計画策定支援を行っている。 ● 長引くコロナ禍により、当初策定したアクションプランと乖離してきている事業者もあり、リストアップしている。
制度自体	<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度を利用する事業者にとっては、現状の経営行動計画程度の内容で過不足はない。
実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロゼロ融資におけるモニタリングは事業者から聞いたことを業況報告書にまとめるものであるが、伴走特別保証は経営行動計画策定を通じて、事前に事業者と今後どのようにしていくかの目線合わせができ、計画の実施状況がどうなっているかをフォローアップするため、状況に応じた対応ができる。 ● 事業者からの申入を待つことなく、計画に応じて金融機関から先を見越した対策を示しやすい。 ● 計画策定を通じて事業者自身も今後の経営の在り方を考える良い機会となっている。

セーフティネット保証4号（新型コロナ）にモニタリングの義務づけ案

- 伴走特別保証の利用者アンケートや金融機関へのヒアリングによると、保証実行後も金融機関と事業者との接点を持つことは一つの大きなポイント。コロナが長期化する中、SN保証4号利用者においても、モニタリングを通じて事業者の経営課題等の把握を行うことが必要と考えられる。
- 民間ゼロゼロ融資の経営支援の仕組みを参考に、新たに、**据置期間終了後の継続的なモニタリングも実施**するとともに、伴走特別保証の考え方も取り入れ、優先的にフォローすべき事業者の選定を行えるよう、**経営支援に直結する報告項目を追加**し、保証協会による金融機関と連携した事業者支援を促進。

民間ゼロゼロ融資をベースとした具体的な改正案

	民間ゼロゼロ融資	セーフティネット保証4号（新型コロナ）
モニタリング期間	据置期間中	保証期間中
報告頻度	金融機関→保証協会：半年毎	金融機関→保証協会：半年毎
報告媒体	書面	電子媒体
業況報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問記録 ・最近6か月の月別売上 ・特筆事項（売上の増減要因等） ・課題・今後の見通し等 ・取引状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問記録 ・最近6か月の月別売上 ・業況・資金繰り状況 ・経営課題 ・当該金融機関が行う経営課題への支援実施状況 ・特筆事項（売上の増減要因等） ・取引状況 （※1）
R4.6.2以降	SN保証4号の運用に合わせることを推奨	義務
要請事項	金融機関と保証協会です事業者支援の方向性についてすり合わせを実施すること（推奨）	金融機関と保証協会です事業者支援の方向性についてすり合わせを実施すること （※2）

※1 既に保証協会にて同様の状況を収集していること等により追記しない場合には、その旨経産局経由で金融課に理由書を提出。

※2 すり合わせのツールとして業況報告書を用いることは必須とはしない。

1. 増大する債務への対応

2. 金融機関等による経営支援

3. ご議論頂きたい論点

1. 増大する債務への対応

- ①「中小企業活性化パッケージ」の施策を促進していくためには、何が必要か。例えば、日本政策金融公庫や信用保証協会等の政府系金融機関等が率先して取り組むことが必要ではないか。

2. 金融機関等による経営支援

- ①リーマン時の保証制度やコロナ禍でのゼロゼロ融資、伴走支援型特別保証への評価も踏まえ、今後、保証協会や金融機関による経営支援において、必要なものは何か。
- ②セーフティネット保証4号の見直し方針はどうか。また、伴走支援型特別保証の利用者も含め、今後、金融機関による支援の効果をどうフォローアップしていくか。